

第 1 5 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 9 月 7 日

上富良野町農業委員会

第15回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成24年9月7日(金) 午前9時00分から午前9時28分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	一色 悟	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

4 欠席委員 なし

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第5条の諮問の答申について
- 日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農用地の買入協議に係る要請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員・説明員

農業委員会事務局	局長	菊池 哲雄	主査	長谷川 千晃
----------	----	-------	----	--------

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より、第15回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
2番 三好 利和 委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。
ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第15回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙、朗読説明）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、4番 一色 悟 君、5番 館尾 雄治 君を指名いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第5条の諮問の答申について」の件を議題といたします。 報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 農地法第5条の諮問の答申を報告いたします。 「報告第1号朗読」

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。

報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった貸主 ○○○○、借主 ○○○○ 他1件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

議 長 報告第2号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 「日程第4 議案第1号 農用地の買入協議に係る要請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第13条に基づき、〇〇〇〇 外1件の農用地について財団法人北海道農業開発公社による買入が必要と認められるので、同法第13条の2に基づき買入協議の要請について審議を求めます。

平成24年9月7提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

要請内容は、離農により、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏が売却することになった農地について、農地保有合理化促進事業の担い手支援タイプにより、財団法人北海道農業開発公社と買入調整を行うものです。買入後は、〇〇〇〇氏ほか2名と5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後にそれぞれに売り渡すことになります。

以下、内容を朗読いたします。

議 長 これをもって、提案に関する説明を終わります。
これより、議案第1号の質疑に入ります。発言はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○について審議を求める。
平成24年9月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読いたします。

議 長 議案第2号について、提案に関する補足説明をお願いします。
10番 石橋信次 委員。

石橋委員 はい、10番 石橋です。議案第2号について、補足説明をいたします。
出し手の○○○○さんと受け手の○○○○さんは、親子関係でございます。
農地の経過といたしましては、経営は既に委譲されていて、平成17年から27年までの使用貸借をしておりました。農地は、北00号と○○○○○との境界にありまして、東0線道路沿いの東西に所在しております。
慎重審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第2号の質疑に入ります。発言はありますか。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第2号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第6 議案第3号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第3号を、事務局が説明をいたします。 「事務局」

事務局

議案第3号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○○株式会社について審議を求めます。平成24年9月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。申請地は農業振興地域内にある農地ですが、隣接地の土地改良事業に伴う工事事務所等の使用に関する一時転用のため、農業上の利用に問題はないと考えます。審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

議 長

議案第3号について、提案に関する補足説明を願います。
10番 石橋信次 委員。

石橋委員

はい、10番 石橋です。議案第3号につきまして、補足説明をいたします。転用目的といたしましては、○○○○○○の施設建設に伴う、工事現場事務所、資材置き場、及び工事関係車両駐車場として使う予定であります。周囲への影響といたしましては、工事現場と町道、宅地に隣接し、農地に対する影響は少ないものと思われまます。表土は、一時堆積して保管し、終了後は元に戻すため、農地利用に支障はないものと思われまます。慎重審議の程、よろしく願ひいたします。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

館尾委員

この件ですね、報告第2号の2番と同じ農地ということですか。この、今の議案に載っている面積と合意解約で出ている面積の差が出ているんですけども、残りの面積はどのようになっているのか、説明願ひます。

事務局長

配置図を見てもらいたと思います。黄色の表紙の位置図の1番最後のページになります。合意解約したところは、斜線を引いた所の下の凹形になっている付近、真っ直ぐひいてあるところが○○○○事業の温水溜池を造る用地になります。その上、住宅がそこにあつて、上の部分はまだ○○さんが借りていて、下の部分だけを解約したのは、○○○○-16です。今回、そこの部分も借りてはいたのですが、ここも一緒に小さい所だったので、解約しまして、解約したところを○○○○の工事に伴う工場現場の事務所としてここを使うという事です。

館尾委員

その載っている面積と解約した面積との差が出てくる部分はどうなるのか、ということですか。

事務局長

差は、分筆致しまして、残った部分の面積は、こちらの大きな所なので、こちらは〇〇〇〇〇の方に〇〇さんから売り渡されます。すみません、〇〇〇〇事業なので農業委員会にかからないので状況が分からないかと思えます。この線以下（図面で説明している。）は、全部を〇〇〇〇〇が取得する、という事になっております。

議 長

説明というか、館尾委員が言っているのは、60㎡が、どうなっているのかという事で説明が足りないということですね。

事務局長

一時転用なので、その部分を必要な部分だけ上げてきたもので、ここの土地というのは、今回出っ張っている部分、残っている部分、というのが、一部有りますので、その部分は工事現場の事務所として使うにも使えようのない所なのです。このような形になってしまったものです。1筆全部使うものではないということで、ご理解いただきたいと思えます。

白井委員

地積の図面と現況では、使えないところがあるからということですね。

岡和田委員

〇〇〇の事業のときは、総会にのってこないということですが、内容はどのようなことですか。

事務局長

〇〇〇〇事業としてのっている農地の取得であれば、農業委員会の許可はいらない。〇〇〇が作るものでも、〇〇〇の事務所を作る、事務所用の車庫を作るという場合は転用の手続きが、必要になってきますけども、〇〇〇〇事業で用水を取得するとか、温水ため池を作るとか、計画に入っていれば許可はいらないということです。

議 長

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第15回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

以上、報告2件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午前 9時 28分

上記第15回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成24年 9月 7日

上富良野町農業委員会 会長 印

上富良野町農業委員 印

上富良野町農業委員 印